

タイ農薬規制の動向に関する オンラインミーティング ーフォローアップ資料ー

ジェトロバンコク事務所 農林水産・食品部

パラコートやクロルピリホスのMRL（最大残留基準）削除等の検討

- ① いつから規制が導入されるのか？
- ② 検査はどのようになされるのか？
- ③ 輸入品の扱いはどうなるのか？ 検出されるとどうなるのか？

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

- ④ very high riskリストに輸出者A社の品目Bが掲載。A社の品目Cを輸入時の分類は？
- ⑤ very high riskリストはどのように更新されるのか？ 今後、違反すると、掲載されるのか？
- ⑥ very high riskリストに掲載されている品目がhigh risk品目にも該当する場合、検査対象物質は？
- ⑦ 輸送中に商品がvery high riskに該当することになってしまった場合は？
- ⑧ very high riskリストはどうやって確認できるのか？
- ⑨ High Riskの10品目は見直されるのか。
- ⑩ High Risk商品のCOAを提示する際に記載が必要な成分は何か？
- ⑪ Low Risk商品もCOA提出により、サンプル検査を受けずに通関できないのか？
- ⑫ High RiskとLow Riskのサンプリング量は？
- ⑬ High RiskとLow Riskのサンプリングされた商品の検査費用の負担は？
- ⑭ High RiskとLow Risk商品は、結果が出る前に、通関を切ることができるか？
- ⑮ High RiskとLow Riskのサンプル抽出・COA確認の所要時間は？
- ⑯ タイ政府が検査に使用する簡易検査キットの詳細は？
- ⑰ タイ政府が検査に使用する簡易検査キットの検査項目は？
- ⑱ ラベルに記載すべき生産者名と所在地は何を指しているのか？
- ⑲ どのような形式のラベルを用意したらよいのか？
- ⑳ 遵守すべき基準値はどのように確認すればいいか？
- ㉑ 法令違反となる値が検出された場合はどうなるのか？
- ㉒ COAは、同一のシーズン・園地・品目であれば、使回し可能か？
- ㉓ COAに掲載されている品目と、輸入商品の同一性について、どのように証明したらいいか？
- ㉔ タイ政府が認めるCOAを発行できる日本国内の機関はどこか？
- ㉕ COA原本の提示が困難。コピーでよいのか？
- ㉖ COAの言語は？

- 複数のトピックが同時に進行していることに注意。

1. パラコートやクロルピリホス等の5物質の規制導入

- 製造、輸入、輸出、移転（transit）、所有を禁止
- 5/19に工業省告示公布、6/1施行

2. パラコートやクロルピリホスのMRL（最大残留基準）削除等の検討

- 7/18までタイ国内での意見公募、WTO加盟国間での意見受付
- 8/21時点で意見を踏まえた方針は示されていない
- 公布（官報掲載）の翌日から施行予定
- 食品（生鮮青果物以外も含む）からの検出を禁止しようという動き

3. 生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

- 1/24に通知、5/7（？）にガイドラインを発出、7/16に改訂版ガイドライン、7/30にQ&Aを発出
- 8/1から運用開始
- パラコートやクロルピリホス等の5物質以外も関係

4. グリホサートの規制の検討

- 今後の動きに注意

【質問①】いつから規制が導入されるのか？

- 7/18まで、タイ国内での意見公募、WTO加盟国間での意見受付（当初の〆切よりも延長）
- 8/21時点で意見を踏まえた方針は示されていない
- 告示案の記載は下記のとおり

第3項 販売用食品生産者および輸入者は、以下それぞれの状況に応じて対応すること。

(1) 2020年6月1日より前に国内で製造された食品は、2017年8月18日付、仏暦2560年第387号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと。また当告示が施行されてから30 日以内に当告示の内容に従うこと。

(2) 2020年6月1日より前に輸出国から輸出された輸入食品は、2017年8月18日付、仏暦2560年第387号保健省告示「残留有害物質を含有する食品」に従うこと。また当告示が施行されてから30 日以内に当告示の内容に従うこと。

第 4 項 本告示は官報掲載の翌日から施行される。

【質問②】検査はどのようになされるのか？

- 食品法に基づき、担当官は検査を実施することが可能。
- 生鮮青果物の輸入時の検査については、次のトピックで説明。

【質問③】輸入品の扱いはどうなるのか？ 検出されるとどうなるのか？

- 輸入品を含め食品から検出されると、食品法に規定される罰則が適用される可能性。
- 適用される条項、罰則対象者はケースバイケース。輸入品であれば、輸入者（や販売者）想定。
（ex：5万バーツ以下の罰金刑、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑又は併科 等）

【参考ページ】ジェトロビジネス短信

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/08d502c62c9e7eb1.html>

（記事内の意見公募〆切は6月15日となっているが、7月18日まで延長された。）

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ | 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

🏠 > ビジネス短信 > 新たな農薬規制に関する意見公募開始

ビジネス短信 ビジネス短信のコンテンツ一覧 +

新たな農薬規制に関する意見公募開始

(タイ)

🖨 このページを印刷する

バンコク発

添付資料 📎 (520 KB)

タイ工業省は5月19日、パラコートやクロルピリホスなど5つの物質を6月1日から、第4種有害物質に指定し、使用禁止とすることを告示📄で発表した。これを受け、タイ保健省は、これら5つの物質が食品から検出されることを禁止することなどを定めた告示案📄📄を発表し、6月15日まで意見公募📄を行っている。告示案の仮訳は別添資料のと

2020年05月22日

タイ政府の意見公募ページ

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

- 1/24に通知、5/7（？）にガイドラインを発出、その後7/16に改訂版を発出。
- 8/1から運用開始とされている。**対象は、生鮮果物・野菜全般。**
- 2020/8/1前は、海港ではほぼ毎回、空港では時々、shipmentごとにサンプル抽出が行われ、検査分析機関での検査が行われていた模様。検査結果が出る前の通関・流通は可能で、基準不適合の場合は追って連絡がある等の事例があった。

参考：食品医薬品事務局通知（2016年）「タイ王国に輸入する、または仕入れる食品の検査」
仮訳 https://www.jetro.go.jp/ext_images/thailand/food/FDAannouncement.pdf

- 2020/7/16のガイドライン改訂版では、8/1以降、**一部の品目については**、通関時に何らかの残留農薬検査に係る対応を行う代わりに、輸出元国（日本）で**分析結果（COA）を取得し通関時に提示すると、迅速に手続きができる等とされた。**
- 8/21までの事業者の方々からの情報では、従前と変わりがないとのこと。他方、COAが不要な品目についてCOA提示を要求されたと思われる事例もある模様。
- なお、コメ、麦、茶、冷凍野菜、冷凍果物は、対象外。（※ガイドライン対象外ではあるが、残留農薬規制自体は存在。）

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

①非常に高リスク（Very High Risk）

「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された生鮮野菜および果物リスト」に含まれている（特定事業者の）生鮮野菜・果物。

- 過去に**問題が検出された成分**の指定機関での検査（輸入者負担）
 - 検査結果を待つと担当官が判断：
基準に適合していれば通関（保管経費は輸入者負担）
 - 検査結果を待たないと担当官が判断：
 - ・宣誓書の作成、通関手続
 - ・通関後は保管所での留置、担当官の許可後、商品流通

輸入者はどちらかを選択

- 過去に**問題が検出された成分**のCOAを提示

【質問④】very high riskリストに輸出者A社の品目Bが掲載。A社の品目Cを輸入時の分類は？

- very high riskに該当せず。high risk又はlow riskに該当。

【質問⑤】very high riskリストはどのように更新されるのか？今後、違反すると、掲載されるのか？

- 違反が確認された場合、当該商品の輸出者及び品目が、「very high risk」商品リストに追加される。（その後3回連続の輸送における分析結果が基準をクリアした場合は、リストから除外）
- タイ政府のQ&Aでは、各月 1 日及び 16 日に Very high risk リストのデータを見直す、とされている。また、輸入者に有益となるデータの変更がある場合は、直ちに見直しが行われる、とされている。

【質問⑥】very high riskリストに掲載されている品目がhigh risk品目にも該当する場合、検査対象物質は？

- タイ政府のQ&Aによると、very high riskリスト掲載物質のみ。（high risk品目指定物質については、リストに掲載されていなければ、検査対象外。タイの分析機関による検査も行われず、また、COAの記載も求められない。）

【質問⑦】輸送中に商品がvery high riskに該当することになってしまった場合は？

- ・ タイ政府のQ&Aでは、リスト掲載日より前に、原産国から移動していればvery high riskに該当するとみなさない、とされている。Bill of lading等の書類をもとに判断されることとなる。

【質問⑧】very high riskリストはどうやって確認できるのか？

- ・ 下記のウェブサイトから確認可能。

<http://www.fda.moph.go.th/sites/Logistics/SitePages/DisplayNews.aspx?IDitem=8&List=ImportsNews>

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

②高リスク（High Risk）

FY2018～19にサンプリングで農業残留有害物質を検出。その割合がサンプル数の20%超であり、うち上位5位となった下記の生鮮品目。

野菜：スナップエンドウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、ホウレンソウ

果物： さくらんぼ、みかん、いちご、ぶどう、ドラゴンフルーツ

- タイ政府によるサンプル検査
分析機関による**134成分**の分析（結果判明前に通関）
基準に不適合だと連絡

輸入者はどちらかを選択

- 品目別にタイ政府が**指定した成分**（※）のCOAを提示

【質問⑨】High Riskの10品目は見直されるのか。

- 毎会計年度（※10月-翌年9月制）の見直しを予定。2020年については、8月からガイドラインを運用したため、2021年10月1日から見直し開始の可能性。

【質問⑩】High Risk商品のCOAを提示する際に記載が必要な成分は何か？

- 下記のウェブサイトから確認可能。
- 8/3に変更有。カイヤンやスナップエンドウに関しては、チオファネートメチルに関する記載が不要となった。

タイ語（FDA）：

http://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/2020/PesticideList_HighRisk2.pdf

日本語仮訳（農林水産省）：

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/Tai-52.pdf>

③低リスク（Low Risk）

前述の2分類に該当しない生鮮野菜・果物。

- ・ タイ政府によるサンプル検査
検査キット(GT-Pesticide test kit、GPO-TM/2 kit)を用いた現場での検査（結果判明前に通関）
基準に不適合だと分析機関に送付され、**134成分**の分析

【質問⑪】 Low Risk商品もCOA提出により、サンプル検査を受けずに通関できないのか？

- ・ 確認中。（担当官によると、5月発表時のガイドラインに従ってCOA準備をしていた商品については、サンプル抽出なく、通関ができるとのこと。）

【質問⑫】High RiskとLow Riskのサンプリング量は？

- ・ タイ政府のQ&Aによると、High Riskの場合は、1サンプルにつき1kg。Low Riskの場合は、1サンプルにつき1kg2セットの計2kg。Low Riskは、簡易検査用と、簡易検査で問題があった際の分析機関での分析用。
- ・ 在タイ日本国大使館がタイ政府に確認したところ、商品が少量の場合は、300～500gの検討可。

【質問⑬】High RiskとLow Riskのサンプリングされた商品の検査費用の負担は？

- ・ FDA負担。（※COA提出の場合は、事業者負担。）

【質問⑭】High RiskとLow Risk商品は、結果が出る前に、通関を切ることができるか？

- ・ 通関及び販売が可能。結果に問題があった場合、FDAレターにより、商品回収の要請がなされる。

【質問⑮】High RiskとLow Riskのサンプル抽出・COA確認の所要時間は？

- ・ 状況次第。サンプル抽出所要時間は1日以内（検査分析証明書（COA）提示・確認の場合は3時間未満）想定。

【質問⑩】 タイ政府が検査に使用する簡易検査キットの詳細は？

- Gobthong ThoophomのGT-pesticide検査キット
web: <http://www.gttestkit.com/>
- The Government Pharmaceutical Organization (GPO)のGT-TM/2検査キット
web: <https://www2.gpo.or.th/Default.aspx>

【質問⑪】 タイ政府が検査に使用する簡易検査キットの検査項目は？

- GT-pesticide検査キットは、有機リン系（organophosphate）農薬やカルバメート系（carbamate）農薬の残留検査用に用いられる。GPO-TM/2検査キットは、有機塩素系（organochlorine）農薬やピレスロイド系（pyrethroid）農薬の残留検査に用いられる。
（※いずれの物質を検査することになるのかは確認中。）

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

- 保健省告示第386号対象品目（＝選別・梱包施設の衛生証明書を提出している品目）について、ラベル記載事項の要請。
- 食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン（抜粋）
 - 輸入時における第6項に従った生鮮野菜および果物のラベルは、担当官の生産基準保証書（※いわゆる衛生証明書。JFSタイ向け規格適合証明書や農政局・県庁発行の衛生証明書等。）確認における利便性のため、生産者名、生産者所在地、生産国、製品名が記載されているべき

【質問⑱】ラベルに記載すべき生産者名と所在地は何を指しているのか？

- 選別・梱包施設の名称、所在地。（衛生証明書と通関商品の突合時に使用される模様。）

【質問⑲】どのような形式のラベルを用意したらよいのか？

- 在タイ日本国大使館がタイ政府に確認したところ、下記のような事例は可。それ以外も可となる可能性。

Name of Fruit	Apples
Name of packing house	YZ Packing House
Address of packing house	1-2-3 XXX, YYY, Tokyo, 456-7890
Country of origin	Japan
Reference Number	123456789

Product of Japan	
Name of exporting company	ABC Co Ltd
Name of Fruit	Apples
Packinghouse code (PHC)	X-001 YZ Packing House 1-2-3 XXX, YYY, Tokyo, 456-7890 JAPAN
Production unit code (PUC)	W-555

※黄色部分はガイドラインで指定されている事項

【質問②】遵守すべき基準値はどのように確認すればいいか？

- ・ タイ保健省告示に記載。（パラコートやクロルピリホスについては、前述のとおり改正検討中。）
保健省告示 No.387（2017年）「残留有害物質を含有する食品」
保健省告示 No.393（2018年）「残留有害物質を含有する食品」（第2版）
- ・ 告示では下記のように大別され、基準値が定められている。
 - （１）検出されてはいけないもの
 - （２）告示に定められているMRL値を超えてはいけないもの
 - （３）CODEXの規定の値を超えてはいけないもの（上記（２）がない場合）
 - （４）1キログラム当たりの残留有害物質の値が、一律基準（default limit）である 0.01ミリグラムを超えてはいけないもの（上記（２）や（３）の値の設定がない場合。告示中にdefault limitの記載がある場合ものぞく。）

【タイ語】

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF

http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2561/E/264/T_0010.PDF

【英語】

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.387.pdf

http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/V.English/No.393.pdf

【日本語仮訳】※2017年のみ

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/afa/2020/thai387.pdf>

【CODEX】

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/dbs/pestres/pesticides/en/>

【質問②】法令違反となる値が検出された場合はどうなるのか？

- タイ食品法（仏歴2522年）に基づく罰則規定が下記のとおり適用される可能性。通関前に違反が発覚した場合も適用されることに注意。
 - （1）タイ保健省告示第387号に定められる最大残留基準（MRL）値等を超える残留農薬が検出された場合は、5万バーツ未満の罰金刑
 - （2）汚染された食品による暴露量が、健康影響に基づく指標値（一日摂取許容量（ADI）、耐容一日摂取量（TDI）、急性参照用量（ARfD）等）に鑑み、健康影響を及ぼすレベルに相当した場合は、2年未満の禁固刑若しくは2万バーツ未満の罰金刑、又は併科。
- 輸入品であれば、罰則対象者は、輸入者想定。
- 当該商品の輸出者及び品目が、「very high risk」商品リストに追加される。（その後3回連続の輸送における分析結果が基準をクリアした場合は、リストから除外）

【質問②】COAは、同一のシーズン・園地・品目であれば、使回し可能か？

- 同一園地の同一品目を同一シーズンに輸入する場合は、同一のCOAを使用可能。（COAに掲載されている品目・シーズンと、輸入商品の同一性について証明する必要）。

【質問③】COAに掲載されている品目と、輸入商品の同一性について、どのように証明したらいいか？

- 在タイ日本国大使館がタイ政府に確認したところ、証明方法は一に限られない、とのこと。
- 例えば、下記のようなことが考えられる。
 - COAに、野菜・果物の名前、梱包施設の名前・住所、商品の生産バッチ（batch）や同一シーズンをカバーする生産バッチ）を記載する
 - 選別施設や輸出者等によるレターを用意、または、ラベルやインボイスに梱包施設の名前・住所を入れる（※COA記載情報の関連情報が入っている必要。）
- なお、タイ政府のQ&Aによると、COAは分析した物質の項目、分析結果、検出限界値（Limit of Detection）が記載されている必要。また、野菜・果物の種類、サンプル採取場所（梱包施設）名が記載されていることが望ましい。

【質問②④】タイ政府が認めるCOAを発行できる日本国内の機関はどこか？

- COAの発行機関は、下記のいずれかである必要。
 - (1) 原産地国の管轄機関である政府機関、
 - (2) 政府機関から委託または認証を受けた分析機関、
 - (3) ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関（※残留農薬検査につき認定したものである必要。）
- 具体の機関については、農林水産省HP参照。なお、農林水産省のアンケートに回答した機関に限定されていることに注意。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

- タイ政府のQ&Aによると、上記（3）は、国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation, ILAC)のメンバーであり、かつその承認を得ている認定機関(Accreditation Body : AB)により、認定を受けている機関である必要。
- ①AB又はILACのマーク・ロゴ、②認証に関するメッセージ（Accreditation : ISO/IEC 17025等）、③認証に関する書類・証拠（Accreditation Certification等）が確認される見込み。
- COAは分析した物質の項目、分析結果、検出限界値（Limit of Detection）が記載されている必要。また、野菜・果物の種類、サンプル採取場所（梱包施設）名が記載されていることが望ましい。【質問②③の回答一部再掲】

【質問②⑤】COA原本の提示が困難。コピーでよいのか？

- タイ政府のQ&Aによると、COA原本の提示が困難な場合は、COA発行機関、輸入者の法人代表署名権者、輸入者の事業運営者による認定（原本証明）がなされた複写であれば可。

【質問②⑥】COAの言語は？

- COAはタイ語または英語である必要。
- 在タイ日本国大使館がタイ政府に確認したところによると、原本を翻訳する場合、翻訳方法については、食品医薬品局通知（2001年）「食品輸入のための製造施設の証明書」を参照。
http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/English/2%20Cert%20for%20import.pdf
- 生産国（日本）のタイ大使館、タイの生産国大使館（在タイ日本国大使館）、政府機関、国際基準資格を持った民間会社により証明された翻訳文書について、証明とともに準備する必要。

生鮮青果物に対する輸入時の農薬検査

【参考ページ】ジェトロビジネス短信等

- ① 2020年02月06日 青果物輸入・販売時の残留農薬検査の方針発表
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/777fcaac6231a0f2.html>

- ② 2020年05月27日 6月15日から青果物輸入の農薬検査を強化
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/05/0e7b9cfc895cf5e8.html>

- ③ 2020年06月11日 残留農薬検査強化、6月15日の運用開始見送り
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/c43d2e1e9d4b8d44.html>

- ④ 2020年07月02日 8月1日からの残留農薬検査強化の詳細明らかに
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/7a7eb80236528e2f.html>

- ⑤ 2020年07月21日 8月1日からの残留農薬検査の詳細が変更
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/9d59c4535e4bdc8f.html>

- ⑥ 2020年08月04日 タイ保健省、8月1日からの残留農薬検査のQ&Aを発表
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/08/232644be6c36b36f.html>

- ⑦ 仮訳関係
<https://www.jetro.go.jp/thailand/topics/453891.html>

留意事項

- 本内容は、8月21日までに得られたタイ政府発行文書や担当官への口頭回答等をもとにしたものです。情報の正確性には細心の注意を払っていますが、最終的に変更がなされる可能性があります。
- 内容の正確性の確認、情報の採否は、お客様の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。万一、不利益を被る事態が生じたとしても、責任を負いかねますのでご了承ください。

【在タイ】

タイ政府

（パラコート・クロルピリホス等のMRL設定変更） +66-2-590-7179

（農薬検査強化） +66-2-590-7348

ジェトロ・バンコク事務所 bgk-food@jetro.go.jp

【在日本】

農林水産省 食料産業局 輸出先国規制対策課

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/Tai.html>

最寄りの貿易情報センター（ジェトロ）

※バンコク事務所担当者同席のオンライン面談のアレンジも可能です

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>